

Q&A

検察審査会法の改正について

Q 平成21年5月21日から裁判員裁判が始まり、国民が刑事司法に参加することとなりますが、検察審査会制度ではすでに国民が刑事司法に参加しているのですね。

A そうです。検察審査会制度は、選挙権を有する国民の中からくじで選ばれた11人の検察審査員が、検察官が被疑者を起訴しなかったことの上を審査するもので、昭和23年に法律が施行され、今年で60年になります。

Q 60年も前から行われているのですね。ところで、検察審査会法について大きな改正があったと聞いたのですが。

A はい、平成16年と19年に大きな改正がありました。その中でも特に重要なのは起訴議決制度の導入です。

Q 起訴議決制度というのはどのようなものですか。

A 現在は、検察審査会が起訴するのが相当であるとの議決をしても、検察官はそれに拘束されませんので、検察官が起訴する必要がないと判断すれば不起訴となります。中には、検察官が再度不起訴とした事件について、検察審査会において改めて審査した上でなされた起訴するのが相当であるとの議決に対して検察官が再度不起訴としたケースもありました。しか

し、改正された法律では、検察審査会の起訴するのが相当であるとの議決に対して検察官が起訴をしない場合、検察審査会は再度審査を行ない、その結果、起訴をすべきとの議決（これを「起訴議決」といいます。）をしたときには被疑者は必ず起訴されることとなります。

Q 起訴議決がされた場合は、誰が被疑者を起訴するのですか。

A 通常、被疑者を起訴するのは検察官ですが、検察審査会の起訴議決により被疑者を起訴するのは、裁判所から指定された弁護士（これを「指定弁護士」といいます。）です。指定弁護士は、検察官に代わって被疑者を起訴するだけでなく、その事件の裁判が終了するまで、通常であれば検察官が行う事務を検察官に代わって担当します。

Q 起訴議決制度の導入が重要な改正であることはよく分かりました。それ以外には、どのような改正があったのですか。

A 審査補助員制度の導入です。審査補助員は弁護士の中から選ばれ、検察審査会が必要と認めるときに依頼します。依頼があった場合には、審査補助員は審査会議に出席して法律の

解釈や事件の問題点等について法律専門家の立場からアドバイスをを行います。ただし、検察官が不起訴とした事件の再審査を行う会議には必ず出席しなければならないこととなっています。

Q 改正された検察審査会法は、いつから施行されるのですか。
A 裁判員制度と同じく平成21年5月21日から施行されます。

～ 起 訴 議 決 制 度 の 流 れ ～

